

# 黒松内町分別収集計画

= 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条にかかる計画書 =

平成17年6月15日

北海道 黒松内町

## 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	5
9	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
10	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
11	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

## 1 計画策定の意義

経済優先の社会活動を中心とし大量生産、大量消費を行ってきた 20 世紀が終わり、環境の世紀とも言われる 21 世紀では、廃棄物処理は単なる処理から資源循環を基本とする「循環型社会」へ移行することが求められ、容器包装に次いで、家電、自動車などのリサイクル法も制定され、行政のみならず民間企業も環境配慮をキャッチフレーズに事業を展開するようになり、ライフスタイルも省エネ・節約型が少しづつではありますが普及しつつあります。

本町の廃棄物処理は、昭和 48 年から本町と寿都町、島牧村で構成する南部後志衛生施設組合（以下「一部事務組合」という。）が寿都町に設置している施設で広域処理しています。平成 15 年 10 月から容器包装リサイクル法で定める 10 品目と古紙（新聞紙・雑誌）を含めた資源ごみの分別とごみ処理費の有料化を実施しました。

ごみの排出量は、定住人口が減少しているものの増加傾向にありましたが、リサイクル推進員協議会による情報の共有化、平成 15 年 10 月に実施した資源ごみ分別拡大とごみ有料化等により、順調にごみ減量化とリサイクルが図られており、今後も環境保全や資源有効活用の点から、更なるごみ減量化とリサイクルを推進していくことが課題となります。

本計画はこのような状況を踏まえ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第 8 条に基づいて一般廃棄物の約 6 割の容積を占める容器包装廃棄物の再資源化を促進するため分別収集及びごみ減量化施策を推進しながら一部事務組合及び構成町村が一体となって取り組むべき方針を示すものであります。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化を推進するとともに、最終処分場及び廃棄物処理施設の延命化が図られます。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たり基本的方向を次のとおり示します。

- 1) 循環型社会を目指したごみ処理体制及び収集体制の充実を図ります。
- 2) ごみ減量化・リサイクルを推進します。
- 3) 資源回収に携わる民間事業者の活用を図る仕組みづくりを推進します。
- 4) 行政・住民・事業者で組織するリサイクル推進員協議会の活動の充実を図ります。
- 5) 地域と事業者が中心となった環境美化活動の推進に努めるほか、町外者に対するクリーンマナーの徹底を図ります。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間とし、3 年ごとに改定することとします。

計画期間 平成 18 年度～平成 22 年度
------------------------

#### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器、ペットボトル、プラスチック製容器を対象とします。

#### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

##### 1) 各年度における容器包装廃棄物の全体排出量の見込み

(単位:ト/年)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
容器包装廃棄物	293	293	293	293	293

##### 2) 各年度における容器包装廃棄物の種類別排出量の見込み

(単位:ト/年)

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
びん	無色のガラス製容器	10	10	10	10	10
	茶色のガラス製容器	15	15	15	15	15
	その他のガラス製容器	11	11	11	11	11
	小 計	36	36	36	36	36
缶	スチール缶	25	25	25	25	25
	アルミ缶	13	13	13	13	13
	小 計	38	38	38	38	38
プラスチック	ペットボトル	17	17	17	17	17
	発泡箱	1	1	1	1	1
	白色トレイ	1	1	1	1	1
	その他プラスチック	57	57	57	57	57
	小 計	76	76	76	76	76
紙	紙パック	3	3	3	3	3
	ダンボール	119	119	119	119	119
	その他紙	21	21	21	21	21
	小 計	143	143	143	143	143
合 計		293	293	293	293	293

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の減量化のため、住民・事業者・行政及び一部事務組合等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら次の事業を推進します。

### 1) リサイクル推進事業

#### 普及啓発と環境教育等の推進

地域住民・事業者の代表者で組織するリサイクル推進員協議会(平成11年設置)において、リサイクルの研究協議・普及活動・情報の共有化等を引き続き行っていきます。

また、ごみ処理に係る施設等の見学会やごみ減量化・リサイクルに伴う研修会、展示会等を催しながら環境学習の充実を図ります。

#### ごみ有料化と分別拡大

平成15年10月から一部事務組合主導で実施したごみ有料化と分別拡大を通じて、一般ごみと資源ごみとの処理料金に格差をつけながら分別の促進を図ります。また、分別方法をわかりやすくまとめた「分別・リサイクルガイド」の内容の充実を図ります。

### 2) ごみ減量化推進事業

#### 生ごみ再利用の推進

生ごみを多く排出する公共施設においては、それぞれ設置した生ごみ処理機の有効利用を図ります。また、生ごみ処理機を設置した事業所及び世帯に対する助成制度を引き続き実施します。

#### 民間活力を利用した資源回収の推進

更なるごみの分別により、民間再生事業者等に鉄類・紙類・ペットボトルを有価物として引き渡した団体・事業所に対し奨励金を交付する制度を引き続き実施します。

また、新たな民間の資源回収ルートを探し、対象有価物の範囲を拡大します。

#### マイバッグの利用促進

買い物時にマイバッグを持参する意識を定着させる取り組みを実施します。また同時に包装の簡素化も積極的に呼びかけます。

### 3) 不法投棄対策事業

#### ごみポイ捨て等の防止

平成14年度に制定した「ごみポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」に基づき、ごみのポイ捨て等がない美しいまちを形成するため住民・事業所の環境美化意識を向上させる取り組みの充実を図ります。また、町外者に対するクリーンマナーの徹底を図ります。

#### 不正ごみ処理の役割分担

不正に排出されたごみ等を処理する経費の一部に充てる環境対策費交付金制度を引き続き実施しながら、適正分別の意識を高めます。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別区分等は、次のとおり平成15年10月より実施していることから、引き続き同様の内容で実施します。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	排出方法
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	びん	指定袋 【資源ごみ】 (びん・缶・ ペットボトル 混合)
	茶色のガラス製容器		
	その他のガラス製容器		
主として金属製の容器	スチール製容器	缶	
	アルミ製容器		
主としてポリエチレンテレフタート(PET)製の容器包装であって飲料又はしょうゆを充填するためのもの		ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	発泡スチロール製保冷箱(以下「発泡箱」という。)	発泡箱	指定シール 【結 束】 【資源ごみ】
	白色の発泡スチロール製トレイ(以下「白色トレイ」という。)	白色トレイ	指定袋 【資源ごみ】 (白色トレイ・ その他プラス チック混合)
	ペットボトル、白色トレイ、発泡箱以外のプラスチック製容器	その他 プラスチック	
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		紙パック	指定袋 【資源ごみ】
主として段ボール製の容器		ダンボール	指定シール 【結 束】 【資源ごみ】
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		その他紙	指定袋 【資源ごみ】

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

区 分		収 集 量 (単位:ト/年)				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
びん	無色のガラス製容器	6 ( 1)	6 ( 1)	6 ( 1)	6 ( 1)	6 ( 1)
	茶色のガラス製容器	8 ( 4)	8 ( 4)	8 ( 4)	8 ( 4)	8 ( 4)
	その他のガラス製容器	7 ( 1)	7 ( 1)	7 ( 1)	7 ( 1)	7 ( 1)
缶	スチール缶	13 ( 6)	13 ( 6)	13 ( 6)	13 ( 6)	13 ( 6)
	アルミ缶	7 ( 3)	7 ( 3)	7 ( 3)	7 ( 3)	7 ( 3)
プラスチック	ペットボトル	10 ( 3)	10 ( 3)	10 ( 3)	10 ( 3)	10 ( 3)
	発泡箱	1 ( 0)	1 ( 0)	1 ( 0)	1 ( 0)	1 ( 0)
	白色トレイ	1 ( 0)	1 ( 0)	1 ( 0)	1 ( 0)	1 ( 0)
	その他プラスチック	40 ( 0)	40 ( 0)	40 ( 0)	40 ( 0)	40 ( 0)
紙	紙パック	1 ( 2)	1 ( 2)	1 ( 2)	1 ( 2)	1 ( 2)
	ダンボール	27 ( 80)	27 ( 80)	27 ( 80)	27 ( 80)	27 ( 80)
	その他紙	14 ( 1)	14 ( 1)	14 ( 1)	14 ( 1)	14 ( 1)
合 計		135 ( 101)	135 ( 101)	135 ( 101)	135 ( 101)	135 ( 101)

( )は、集団回収等で住民団体等が民間再生事業者へ引渡す見込み量



## 1 0 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

収集に係る車両は委託先の民間事業者が調達することとし、一時保管・中間処理については一部事務組合所有の現行の施設を最大限利用することとします。また、一部事務組合が中間処理を民間委託する場合で要する施設については委託先である民間事業者が調達することとします。

なお、経済的に安価な方法を検討した中で、排出内容の変更等により一部事務組合が自前で中間処理を行える環境が整った場合は、処理に必要な設備の整備を行います。

## 1 1 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

平成15年10月よりごみ有料化と資源ごみ分別拡大を一部事務組合主導で実施し、一般ごみと資源ごみ(容器包装廃棄物・古紙)との間に価格差を付けることで、分別の意識を高揚させることができました。また平成11年度に設置したリサイクル推進員協議会では、住民・事業者・行政との情報交換の場として活用され、それぞれの立場における役割分担が明確になりつつあります。

このような取り組みを基礎とし、経済的に安価な方法を取り入れながら、更なるごみ減量化・リサイクル・ごみの適正処理を行うため、一部事務組合及び構成町村の協同、近隣町との連携を模索しながら円滑で合理的な廃棄物処理を行っていきます。

また、自治体が実施する廃棄物処理のほかに住民・事業者自らが民間再生事業者を活用して行う再資源化ルートを確認しながら、新たな再資源化ルートの模索と継続的な支援を積極的に推進していきます。

## 黒松内町分別収集計画

= 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 8 条にかかる計画書 =

---

平成 17 年 6 月 1 5 日 策 定

発 行 : 北海道黒松内町  
北海道寿都郡黒松内町  
TEL 0136-72-3311

編 集 : 黒松内町住民課住民グループ

---